静岡県環境影響評価連絡会議委員からの意見等に対する事業者の見解
（(仮称)函南太陽光発電事業に係る環境影響評価方法書）

No.	区分	ページ	意見等	事業者の見解	意見元
1	全般的事項	－	「平成30年度　静岡県公共用水域及び地下水の水質測定結果」及び「平成30年度　大気汚染及び水質汚濁等の状況」を出典としている項目について、令和元年度が県ホームページで公開されていますが、確認されたのでしょうか。	方法書作成時は最新のデータを用いて資料を整理していますが、その後の更新の確認が十分ではなかったようです。準備書の作成時においては、令和2年度のデータの出具合を確認するなどして最新の資料を使用するようにいたします。	生活環境課
2	全般的事項	－	環境影響評価の実施に当たっては、住民及び地元町から寄せられた意見等に十分配慮するとともに、説明会を開催するなど、積極的な情報公開に努め、住民への説明を十分に行うこと。	環境影響評価の実施に当たっては、住民及び地元町から寄せられた意見等に十分配慮するとともに、説明会を開催するなど、住民への説明を十分に行うよう努めて参ります。	エネルギー政策課
3	全般的事項	－	沈砂池及び調整池を設置と書くと、沈砂池と調整池を別々に設置することになります。調整池兼沈砂池を設置する場合は、調整池兼沈砂池を設置と記載してください。 また、仮設の場合は仮設沈砂池と記載してください。	沈砂池を設置した上で調整池工事に着手しますので、沈砂池及び調整池と表記致しました。	森林保全課
4	全般的事項	－	静岡県環境影響評価技術指針に基づく「事業特性に関する情報」のうち、次の項目を記載してください。 ・計画面積（現況地目別面積、自然地改変面積） ・造成計画等（切盛土面積・土量・施工計画、埋立面積、土石搬入計画） ・道路計画（工事用道路、アクセス道路の構造、発生集中交通量等） ・雨水排水計画（集水区域） ・緑化計画（緑化方法） ※P13（3）主要な工事の方法及び規模①造成・基礎工事等が、緑化方法も含めてもっと詳しく書いてください。	事業計画の詳細な情報は準備書で記載いたします。	森林保全課
5	全般的事項	－	静岡県環境影響評価技術指針に基づく「地域特性に関する情報」のうち、次の項目を記載してください。 ・自然災害（過去の地すべり、崩壊、洪水等の発生状況） ・その他（条例に基づく規制基準等）	2019年の台風19号の影響など災害場所を記載した公的な情報が入手できなかったことから、方法書では記載していません。 今後は静岡県及び函南町にも相談して情報を収集するように努めたいと考えます。	森林保全課
6	全般的事項	3、10、12	2.2.3発電所出力 貴社から県に提出されている当該事業に係る林地開発許可申請書類（以下「林開書類」）と方法書を比較すると、発電出力・発電機の枚数が異なりますので、どちらの数字が実際の事業計画に合致したものか確認してください。（P10、P12も同様）	出力及び枚数につきましては、方法書を正と致します。	森林保全課
7	全般的事項	11	調整池A-1北東の管理用道路の設置について、県道熱海函南線との取り合いが発生する場合は、道路構造等の工事内容を道路管理者と事前に協議すること。	発生する場合は協議致します。	道路企画課
8	全般的事項	12	表2.2-5施設等の計画 林開書類と方法書を比較すると、パワーコンディショナーの台数が異なりますので、どちらの数字が実際の事業計画に合致したものか確認してください。	林地開許可取得後、再度仕様の見直しを行った為、パワーコンディショナーの台数は方法書が現状の計画となります。	森林保全課
9	全般的事項	13	2.2.6の1(2)①造成・基礎工事等 林開書類では、仮設調整池の設置は計画されていませんが、仮設調整池を設置するのか確認してください。 また、林開書類に記載の工程では、仮設道路→仮設沈砂池→調整池兼沈砂池→仮設通路→水路工→造成工事となっていますが、方法書では、仮設道路→仮設調整池・仮設沈砂池→仮設通路→調整池・水路工→造成工事と読み取れます。どちらの工程が実際の事業計画に合致したものか確認してください。	仮設調整池は設置致しません。沈砂池を設置した後に調整池を設置致します。林地開発申請書記載工程を正と致します。	森林保全課

静岡県環境影響評価連絡会議委員からの意見等に対する事業者の見解
（(仮称)函南太陽光発電事業に係る環境影響評価方法書）

No.	区分	ページ	意見等	事業者の見解	意見元
10	全般的事項	13	機材搬入路やアクセス道路の整備による地形改変有無及び改変箇所の記載が無く、対象事業実施区域と隣接する県道熱海函南線への今回建設工事による影響が不明であるため、今後提出される準備書に記載するとともに、工事内容の決定に際しては道路管理者と事前に協議すること。	御指摘のとおり対応します。	道路企画課
11	全般的事項	13	交通に関する事項について、事業の実施に伴う発生又は集中交通量など、地域交通への影響がわかる情報を記載すること。	準備書において記載します。	道路企画課
12	全般的事項	14	工事関係車両の主要な走行ルートについて、対象事業実施区域内の管理用道路との交差箇所（調整池A-1北東）まで延伸すること。	御指摘のとおり修正します。	道路企画課
13	全般的事項	15	2.2.6の1(2)工事期間及び工程 林地開発変更届と方法書を比較すると、工事期間が異なりますので、どちらの期間が実際の事業計画に合致したものか確認してください。	方法書が正しい為、統一致します。	森林保全課
14	全般的事項	15	工事に使用する特殊車両の通行について、事前に道路管理者へ特殊車両通行許可の申請を行ったうえで適切に通行すること。	御指摘のとおり対応します。	道路企画課
15	全般的事項	16	図2.2-5　周囲の河川及び調整池の状況 河川名を記載してください。	河川名を追記します。	砂防課
16	全般的事項	17	予定される土地の形質の変更の規模が3,000㎡以上である場合には、土地の形質の変更に着手する30日前までに、土壌汚染対策法第4条第1項の規定に基づき届出する義務が生じますので、忘れずに届け出てください。	御指摘のとおり対応します。	生活環境課
17	全般的事項	19	図2.2-7樹木伐採計画 凡例が、伐採範囲(森林)と伐採範囲(低木)とありますが、森林は低木を含む場合あり、表現が不適当と思わるので見直しをお願いします。 例：伐採範囲(地域森林計画対象森林)、伐採範囲(地域森林計画対象森林以外)	準備書では範囲を分けず纏めて伐採範囲と致します。	森林保全課
18	全般的事項	21	C水質（水の濁り） 「調整池の容量を林地開発許可基準に基づき50年確率雨量で設計し、…」とありますが、誤りですので修正してください。 ※林地開発許可基準では30年確率雨量で設計となっています。	容量の計算は「都市計画法　静岡県開発行為等の手引き」（平成30年4月）に基づき行っています。また、当該箇所は沈砂池の説明箇所ですので削除します	森林保全課
19	全般的事項	22	(a) 動物 「先行して調整池を設置…土砂や濁水の流出防止…」とありますが、調整池は、洪水調整機能はありますが、土砂や濁水の流出防止をする機能はありません。調整池兼沈砂池の場合は、「調整池兼沈砂池」と記載してください。 ※以下、同様の内容の指摘は省略。	「先行して調整池を設置…土砂や濁水の流出防止…」の文中の「調整池」は「沈砂池」に修正します。	森林保全課
20	全般的事項	26、27	(12)関係地域の範囲 「「第4章　対象事業に係る環境影響評価の項目の選定並びに調査、予測及び評価の手法」で想定される本事業の影響範囲の考え方は、表2.2-8最右列のとおり」とあるが、表から漏れている環境影響評価の項目がありますので追加してください。(粉じん、振動、残土) 追加が不要の場合は、その理由を示してください。	工事中の影響は一時的で且つ影響範囲が対象事業実施区域の近傍であることから、供用時の項目を対象として設定しています。	森林保全課

静岡県環境影響評価連絡会議委員からの意見等に対する事業者の見解
（(仮称)函南太陽光発電事業に係る環境影響評価方法書）

No.	区分	ページ	意見等	事業者の見解	意見元
21	全般的事項	110	③森林地域 　森林地域の実態を表すため、国土利用計画法の森林地　域を引用するのでなく、森林法の地域森林計画対象森林を引用してください。 ※宅地、丹那盆地が、森林地域になっており、現状と異なっている。	森林法の地域森林計画対象森林は静岡県森林情報システムでは、残地森林（森林外）が、添付資料38-110のとおり、地域森林計画対象民有林のみ表示されています。したがって、準備書では植生図の植生自然度3～9（方法書P66）を森林地域として記載します。	森林保全課

静岡県環境影響評価連絡会議委員からの意見等に対する事業者の見解
（(仮称)函南太陽光発電事業に係る環境影響評価方法書）

No.	区分	ページ	意見等	事業者の見解	意見元
22	全般的事項	115、158	事業区域の一部が富士箱根伊豆国立公園第２種特別地域にかかっているため、国立公園区域内で工作物の新築、木竹の伐採、土地の形状変更等の行為を行う場合には事前に協議願います。	国立公園区域内で工作物の新築、木竹の伐採、土地の形状変更等の行為を行う場合には事前に協議いたします。	自然保護課
23	全般的事項	116	「柿沢川は農業用水として利用されている。」また、「農業用ため池は函南町には存在しない。」との記載があるが、柿沢川上流部には、農業用のため池が存在する。周辺の水利用について再度確認してください。	添付資料39-116に示す通り、函南町には4箇所の農業用ため池があり、調査地域には２箇所（軽井沢池、三角池）あることを確認しましたので、準備書では修正して記載します。軽井沢池は柿沢川に位置しており、その上流側と丹那沢の合流直下に水質の調査地点があります。資料を添付致します。	河川企画課
24	全般的事項	116	（２）農業用水としての利用 「また、「静岡県ため池マップ」・・・農業用のため池は函南町に存在しない。」とありますが、「静岡県ため池マップ」は県内の代表的なため池を抽出し紹介しているものであり、すべてを網羅しているものではありません。 静岡県ため池データベースや函南町ハザードマップを確認の上、調査対象となるため池を特定するとともに、調査箇所・調査手法を検討してください。		道路企画課
25	全般的事項	121	県道名を修正すること。（正：田原野函南停車場線 ← 誤：原野函南停車場線）	御指摘のとおり修正いたします。	道路企画課
26	全般的事項	143	（２）①　「ばい煙にかかる特定施設」は「ばい煙発生施設」としてください。　「特定施設」は、事故時の措置で規定されている別のものとなります。 また、静岡県生活環境の保全等に関する条例においてもK値は定められています。（２２．２）	（２）①　「ばい煙にかかる特定施設」は「ばい煙発生施設」と修正します。 また、K値規制の箇所は「・・「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号、最終改正：令和2年3月30日）及び「静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成11年規則第9号）に基づき、施設の種類、規模及び地域の区分ごとに排出基準（K値）が定められており、函南町及び熱海市は法律では17.5、条例では22.2となっている。」と修正します。	生活環境課
27	全般的事項	154	誤字を修正してください。 （改訂版）第３次静岡県環境基本計画　→　（改定版）第３次環境基本計画	御指摘のとおり修正します。	環境政策課
28	全般的事項	173 181	①森林法に基づく保安林 P173「対象事業区域及びその周辺に保安林が分布」と記載されていますが、対象事業区域に保安林が存在するか確認してください。 P181対象事業区域では、存在しないことになっています。	方法書P173の「対象事業区域及びその周辺に保安林が分布」は「対象事業区域の周辺に保安林が分布」の誤記です。	森林保全課

静岡県環境影響評価連絡会議委員からの意見等に対する事業者の見解
（(仮称)函南太陽光発電事業に係る環境影響評価方法書）

No.	区分	ページ	意見等	事業者の見解	意見元
29	全般的事項	182、190～245	「発電所に係る環境影響評価の手引」を基本として評価項目を選定（P182）と記載しているので、同手引の「調査の基本的な手法」や「予測の基本的な手法」に記載されている内容を実施しないものについては、実施しない理由を示して下さい。 【例】 粉じん－工事用資材等の搬出－調査の基本的な手法－交通量の状況：走行速度 騒音－工事用資材等の搬出－調査の基本的な手法－騒音の状況：騒音測定に影響を与える天気、風向・風速、気温、湿度 騒音－工事用資材等の搬出－調査の基本的な手法－道路構造の状況：舗装の種類（密粒舗装、低騒音舗装等の別）、道路の縦横断形状 騒音－建設機械の稼働－調査の基本的な手法－環境騒音の状況：文献調査 騒音－施設の稼働－調査の基本的な手法－環境騒音の状況：文献調査 振動－工事用資材等の搬出－調査の基本的な手法－道路交通振動の状況：文献調査 振動－工事用資材等の搬出－調査の基本的な手法－道路構造の状況：文献調査、道路の縦横断形状 振動－工事用資材等の搬出－調査の基本的な手法－交通量の状況：走行速度 振動－建設機械の稼働－調査の基本的な手法－振動の状況：文献調査 振動－建設機械の稼働－調査の基本的な手法－地盤の状況：文献のない場合の現地調査 水質－地形改変及び施設の存在－調査すべき項目－土質	車両の走行速度、道路の舗装の種類・縦横断形状、道路交通騒音測定時の気象、地形改変及び施設の存在の土質は、追記して調査を実施します。 また、建設機械騒音・施設の稼働の騒音・建設作業振動は自治体等が測定している文献資料がないため、記載していません。	森林保全課
30	大気	190～204	表4　.2-2(1)～(15)の調査、予測及び評価の手法（大気環境）中に規格等更新されたものがあります（例：JIS Z 8731:1999→2019、ASJ RTM-Model 2013→2018）。手法については新規格等にご更新ください。なお、旧規格を使用することに妥当性がある場合には、その理由を記載ください。	御指摘の箇所を含め修正いたします。	環境衛生科学研究所
31	大気	190	４調査地点 粉じんの調査地点が「工事用資材の搬出入」と「建設機械の稼働」と同じであるが、騒音・振動のように分けて設定すべきではないでしょうか。 ※前者は工事関係車両の走行による影響、後者が工事による影響であり、騒音・振動では調査する地点を分けている。	沿道の粉じん及び風の調査地点は民家近傍であり、直線道路の中間付近の開けた場所として、軽井沢公民館前を候補地と考えて土地借用の交渉等を行いましたが、住民の生活等に影響があると判断し、適切な地点を設定できませんでした。 そこで、対象事業実施区域内の比較的開けた地点で、粉じん及び風を１か月測定し、地域の代表的な環境の状況を把握します。道路沿道の粉じんについては、測定した環境濃度に一般車両の影響と工事関係車両に寄与を加えた将来濃度を評価いたします。 なお、道路交通騒音・振動の調査については、粉じんと同様な条件ですが、測定が24時間であるため、人の生活や歩行の影響がない、軽井沢の民家から少し離れた柿沢川のガードレール付近で測定地点を設定しています。	森林保全課

静岡県環境影響評価連絡会議委員からの意見等に対する事業者の見解
（(仮称)函南太陽光発電事業に係る環境影響評価方法書）

No.	区分	ページ	意見等	事業者の見解	意見元
32	大気	190	４調査地点 表4.2-1(6)は、表4.2-2(6)の誤りです。	御指摘のとおり修正いたします。	森林保全課
33	大気	191	９予測対象地点 粉じんの予測対象地点が「工事用資材の搬出入」と「建設機械の稼働」と同じであるが、騒音・振動のように分けて設定すべきではないでしょうか。	№58の見解と同様です。	森林保全課
34	大気	191	９予測対象地点 「予測地域における民家等の近傍」では、あまりにも漠然としすぎています。騒音・振動のように、図示してください。図示できない場合は、その理由を教えてください。	下記のとおり修正します。 「主要な資材等の搬出ルートの民家等がある地域の道路端とする。」	森林保全課
35	大気	193	９予測対象地点 「対象事業実施区域に最寄りの民家等の地点」は、あまりにも漠然としすぎています。騒音・振動のように、図示してください。図示できない場合は、その理由を教えてください。	道路沿道の粉じんの予測地点は道路交通騒音（交通量）の予測地点と同じです。また、予測方法が№58に示した方法ですので、必要に応じて軽井沢公民館付近の地点等での予測も行います。	森林保全課
36	大気	196	６予測の基本的な手法 ASJ RTN-Model 2013ではなく、2018ではないでしょうか。	御指摘のとおり修正いたします。	森林保全課
37	大気	207	表４．2－2（17）　調査、予測及び評価の手法（水環境）について、「４.調査地点【現地調査】（１）浮遊物質量及び流れの状況＜降雨時＞」には「４　図４．2-21　水環境の調査位置（浮遊物質量及び流れの状況）」に示す対象事業実施区域の周囲の３地点（水質１～３）の中から、予測に必要となった地点を対象とする。」と記載されていますが、「予測に必要となる地点」となる具体的要件を教えて下さい。	現地に設置する沈砂池や調節池の排水が流入する河川に設定した地点です。 実際には、水質1～3のすべての地点が対象になります。	生活環境課
38	大気	207、208	表４．2－2（17）　調査、予測及び評価の手法（水環境）及び表4.2-2（18）調査、予測及び評価の手法（水環境）の土質の調査地点について、「４．調査地点【現地調査】（２）土質の状況」には、「図４．2-2（２）水環境の調査位置（土質）」に示す、対象事業実施区域内の１地点（土質１）とする。」と記載されていますが、「５．調査機関等（2）土質の状況」には、「「６　予測の基本的な手法」において、沈砂池からの排水が河川等まで達すると推定された場合、予測に必要となった地点」を対象に行う旨が記載されており、整合がとれておりませんので、修正をしてください。	下記のとおり修正します。 ５．調査期間等 （2）土質の状況 １回行う。	生活環境課
39	騒音	42	表3.1-15　2014年度測定の函南町畑～函南町丹那の評価区間延長について「3.6ｋｍ」と思われますので確認願います。	表3.1-15　2014年度測定の函南町畑～函南町丹那の評価区間延長について「3.6ｋｍ」を確認しましたので修正します。	生活環境課
40	水質	21他	C水質（水の濁り） 「流出水の増加」は沈砂池では対処できませんので、文書を検討してください。（沈砂池：土砂流出防止、濁水防止。調整池：洪水調整。） ※以下、同様の内容の指摘は省略。	下記のとおり修正します。 C.水の濁り　「開発による流出水の増加に対処するため沈砂池」-->「開発による降雨時の濁水の発生に対処するため沈砂池」 (a)動物　「造成工事に当たっては、先行して調整池を設置し」-->　「造成工事に当たっては、先行して沈砂池を設置し」	森林保全課
41	水質	47、50、53、54	水質、底質、土壌のダイオキシンの調査地点数について、出典を明記してください。	御指摘の箇所で、表などに出典がなく、コメントだけの箇所については出典を調査地点数の前に追記します。	生活環境課

静岡県環境影響評価連絡会議委員からの意見等に対する事業者の見解
（(仮称)函南太陽光発電事業に係る環境影響評価方法書）

No.	区分	ページ	意見等	事業者の見解	意見元
42	水質	47	表3.1-17(1)、表3.1-17(2)の 「４．類型の（　）は補助地点であることを示す。」を削除してください。	御指摘の箇所は表に記載がないことから削除します。	環境衛生科学研究所
43	水質	48	表3.1-18の 「４．NDは不検出であることを示す。」を削除してください。	御指摘の箇所は表に記載がないことから削除します。	環境衛生科学研究所
44	水質	207、208	沈砂池の設置予定箇所を教えて下さい。	各沈砂池は調整池の下部（添付資料65-a,b,cを参照）を利用しています。	生活環境課
45	水質	207	柿沢川の流水は、水田等への用水として利用されていることから、当該事業による水質への影響が生じないよう生活環境の保全に関する環境基準(湖沼を除く河川)に関する項目について、水質調査の実施を検討されたい。	太陽光発電事業では、「水の汚れ」は事業による影響が想定されないことから参考項目ではなく、本事業でも項目を選定していません。	河川企画課
46	水質	207、209	２．の現地調査に、念のため平水時の重金属類の測定も検討してください。	太陽光発電事業では、有機汚濁を系外に排出しません。また、工事時、存在時に有害物質の使用も致しません。従いまして、生活環境項目、健康項目についての予測・評価を実施しないことから、これらの項目の水質測定は検討いたしません。	環境衛生科学研究所
47	水質	208	表4.2-2（18）調査、予測及び評価の手法（水環境）の「８．予測地点」について、「沈砂池排水口を流域に含む河川」と記載されていますが、沈砂池の設置予定箇所がわからないので、具体的な河川名を教えて下さい。	対象事業実施区域内で樹木の伐採や土地の改変を行う流域の雨水は３つの調整池に集まります。調整池A-1及び調整池A-2の排水は赤沢川、調整池Bの排水は丹那沢に排水されますので、沈砂池の排水も同じように排水されます。	生活環境課
48	水質	208	表４．２－２（18）調査、予測及び評価の手法（水環境）の「１０．評価の方法」について、選定理由が理由になっていないので、理由を記載してください。	雨水濁水の評価基準はありませんので、調節池の排水が降雨時調査での河川流量、SS濃度に与える影響の程度を予測します。従って、評価方法の選定理由を【「環境影響の回避、低減に係る」評価とした】としています。	生活環境課
49	水質	208 210	６予測の基本的な手法 「沈砂池の排水に関して、土壌浸透に必要な距離を…、沈砂池からの排水が河川等へ到達するか否かを推定する。なお、沈砂池からの排水が河川等へ到達すると推定された場合…」と記載されていますが、沈砂池からの排水が河川等へ到達することを前提に浮遊物質量を予測してください。 ※P10防災調整池の構造等の概要－河川・水路名に記載のとおり、排水系統は、調整池（正しくは調整池兼沈砂池）→専用排水路→普通河川となっており、土壌浸透を前提としない排水計画になっています。 ※また、林開書類においても土壌浸透処理は計画されておりません。	予測の基本的な手法を「地形改変及び施設の存在」と同様とし、下記のとおり修正します。 「造成工事の実施に伴い、既存の文献資料で整理されている発生原単位を用い、事業実施区域からの発生量及び濃度及び負荷量を計算することにより予測する。」	森林保全課
50	水質	209	表4.2-2（19）　調査、予測及び評価の手法（水環境）について、「新川地域気象観測所等」という記載が2箇所ありますが、「網代地域気象観測所」の誤りと思われますので修正してください。	御指摘のとおり修正します。	生活環境課

静岡県環境影響評価連絡会議委員からの意見等に対する事業者の見解
（(仮称)函南太陽光発電事業に係る環境影響評価方法書）

No.	区分	ページ	意見等	事業者の見解	意見元
51	水質	209	表4.2-2（19）　調査、予測及び評価の手法（水環境）について、「４．調査地点【現地調査】（１）浮遊物質量及び流れの状況＜降雨時＞には、「４「図4.2　21　水環境の調査位置（浮遊物質量及び流れの状況）」に示す対象事業実施区域の周囲の３地点（水質１～３）の中から、予測に必要となった地点を対象とする。」と記載されていますが、「予測が必要になる地点」となる具体的な要件を教えて下さい。	№64の見解と同様です。	生活環境課
52	土壌	54	（２）①　土壌汚染で県内の形質変更時要届出区域の件数について記載していますが、要措置区域の件数は記載されていません。形質変更時要届出区域の件数のみ記載した理由を教えて下さい。	資料を閲覧した時期が令和2年5月31日現在の情報のため、要措置区域はありませんでした。最新の令和2年9月11日現在では、要措置区域が１件、要届出区域が15件となっており、対象事業実施区域及びその周囲には存在しません。	生活環境課
53	土地の安定性	57	２地質状況 ボーリング調査結果は、林地開発許可申請にも使用した調査と同じものと思いますが、林開書類では読み取れない内容が記載されていますが、どのように判読したか教えてください。 ・火山破屑物層１　φ10～20cm大の転石が点在 ・火山破屑物層２　最大100cm大の転石が点在 ・火山破屑物層３　φ10～30cm大の転石が点在	ボーリング調査結果の報告書（（仮称）函南町太陽光発電事業地質調査報告書、平成30年7月）から転記しています。	森林保全課
54	土地の安定性	175	砂防指定地（丹那沢）の位置がずれているため、正しい位置に修正してください。	砂防指定地を所管している関係機関に再確認し、正しい位置に修正します。	砂防課
55	土地の安定性	177	「土砂災害危険箇所」の項目は、土砂災害警戒区域の指定が完了しているため、削除してください。	御指摘のとおり、「土砂災害危険個所」は削除し、土砂災害警戒区域・特別警戒区域の図（添付資料49-177参照）を更新します。資料を添付致します。	砂防課
56	土地の安定性	178	土砂災害警戒区域及び特別警戒区域について、最新の情報ではないため修正してください。	見解49のとおりです。	砂防課
57	土地の安定性	179	図3.2.26山地災害危険地区の指定状況 山腹崩壊危険地区と崩壊土砂流出危険地区の凡例が逆です。	凡例を修正します。	森林保全課
58	土地の安定性	181	・「土砂災害危険箇所」の項目は、土砂災害警戒区域の指定が完了しているため、削除してください。 ・表の項目にある「その周囲」とは、どの範囲を示していますか。	対象事業実施区域以外の図の範囲を示しています。	砂防課
59	土地の安定性	217	２調査の基本的な手法 調査の手法は、何を実施するのか書けばよいので、「林地開発申請前に１回実施」は削除してください。 ５調査機関等 「林地開発申請前に実施」と記載されていますが、削除してください。 ※環境影響評価と林地開発許可は、別法令に基づく別の制度であり、林地開発許可を受けていても環境影響評価で免除される項目はありません。「林地開発許可を受けているため、この項目に係る調査が軽減される（又は、軽減しても支障ない）」との誤解を与えるような表現は避けてください。	御指摘のとおり修正します。	森林保全課

静岡県環境影響評価連絡会議委員からの意見等に対する事業者の見解
（(仮称)函南太陽光発電事業に係る環境影響評価方法書）

No.	区分	ページ	意見等	事業者の見解	意見元
60	土地の安定性	217	６予測の基本的な手法 方法書では「供用後における土地の安定性」を予測となっていますが、「発電所に係る環境影響評価の手引」では「工事中における土地の安定性」を予測となっています。工事中ではなく、供用後の予測をすることとした理由を説明してください。	「発電所に係る環境影響評価の手引き」では、土地の安定性の影響要因の区分は「地形改変及び施設の存在」ですので、「土地又は工作物の存在及び供用」で、工事中ではありません。 ただし、同手引きのP456の「六.予測の基本的な手法」の箇所で、「土地の安定性について、対象事業実施区域の表層土壌や地質の改変の程度の状況を踏まえ、工事中における土地の安定性について、円弧滑り計算（ 二次元） といった、斜面安定解析等の土質工学的手法により予測する」との記載があります。これは「土地の安定性について、円弧滑り計算」と記載があるので、盛土箇所における安定性を解析する際に、盛土が最も厚くなった時期（工事完了後＝工作物の存在時）ということであると考えます。	森林保全課
61	全般的事項・河川の変化	184	表4.1-3環境影響評価の項目の選定 県条例に基づく環境影響評価なので、静岡県環境影響評価技術指針の第1章第3.2に基づき選定してください。また、同第3.2(3)の項目について、同(5)のとおり、選定しなかった項目についても理由を明らかにしてください。 特に同(3)エ 地形及び地質の(ウ)河川（河川の変化）については、河川流量の変化を把握するため実施してください。	項目の選定は「発電所に係る環境影響評価の手引き」の太陽光発電事業に係る参考項目に基づいて、本事業の地域特性を考慮して項目の選定を行っています。 なお、この参考項目は全国の自治体における太陽光発電事業に係る環境影響評価条例の事例や住民の意見を踏まえ検討した環境省の「太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書」(2019年3月)を基に設定されています。準備書ではご指摘の「地下水の変化」「河川の変化」「土壌、土砂の流出、堆積」について、選定しない理由を記載します。内容については添付資料(55-184)を参照ください。	森林保全課
62	河川の変化	10	表2.2-3　下流河川流下能力に記載の「流量検討箇所」を示してください。	流量検討箇所は、添付資料7-10a,bを参照ください。 また、表2.2-3記載のA-1、A-2調整池の下流流下能力(6.6722m3/s)は流下時間を30分としていましたが、現在森林保全課との認識の違いにより書類を精査していますので準備書で修正します。	河川企画課
63	河川の変化	10	表2.2-3　下流河川流下能力に記載の「集水域流出量」の算出に用いた降雨確率規模及び検討地点を示してください	1年降雨確率強度を用いています。 流下能力検討箇所は添付資料7-10a,10b、集水流域図は同8-10を参照ください。	河川企画課
64	河川の変化	10	表2.2-3　調整池に記載の必要調整容量の算出の条件を示すとともに、許容放流量を算出した過程を示してください。	算出条件及び過程は添付資料9-10を参照ください。	河川企画課
65	動物	22	(a) 動物 (b) 植物には、重要な種の保全対策（移植等）が書かれていますが、動物については重要な種の保全対策が書かれていません。重要な種の保全対策を記載すべきではないでしょうか。	御指摘の部分については、動物と植物の特性上の差異はございますが、両項目ともに現状として考えられうる環境保全措置について記載しております。 今後の事業計画の内容を踏まえ、さらなる環境保全措置について検討してまいります。	森林保全課
66	動物	82～87	動物の重要な種 両生類の表は「現地確認種」欄があるが、他は現地確認されなかったということでしょうか。現地確認されたか否かわからないので、他の表も「現地確認種」欄を設け、確認されなければ０種と記載してください。	御指摘のとおり、事前に実施した現地調査時に確認された重要な種となります。「現地調査確認種」の欄がない項目については、確認されていないことを示しております。 ご指摘を踏まえまして、記載に関しては工夫し、準備書においてお示しいたします。	森林保全課
67	動物	235	図4.2-6(3)動物の調査位置（爬虫類・両生類） 調査地点のプロットが抜けています。	爬虫類及び両生類については、対象事業実施区域内を踏査することにより生息種を把握していくことを想定しております。 そのため、特定の調査地点については設定しておりません。	森林保全課

静岡県環境影響評価連絡会議委員からの意見等に対する事業者の見解
（(仮称)函南太陽光発電事業に係る環境影響評価方法書）

No.	区分	ページ	意見等	事業者の見解	意見元
68	植物	93	表3.1-46貴重な自然環境のまとまりの場 「保安林」の抽出理由が不適当です。抽出理由を見直すか、保安林を外してください。 ※「保安林」の抽出理由に「希少種を含む生物の生育及び生息の場を提供する生物多様性保全機能」と記載されています。これは林野庁HPから引用したものと思われますが、林野庁HPでは、「森林は…希少種を含む生物の生育及び生息の場を提供する生物多様性保全機能」と記載されており、保安林の機能について記載したものでなく、森林の一般的な機能について記載したものです。この抽出理由では、「保安林」だけでなく、森林全部をする必要があります。 ※保安林の指定の目的については、森林法第25条を確認してください。	御指摘のとおり、保安林については重要な自然環境のまとまりの場からは除外するようにいたします。	森林保全課
69	植物	223	７予測対象時期等 動物では「工事による影響が最大となる時期」も予測することになっていますが、植物では「工事による影響が最大となる時期」の予測をすることになっていません。「造成等の施工による一時的な影響」の評価には「工事による影響が最大となる時期」も必要です。	「造成等の施工による一時的な影響」について、最も広範囲に工事の影響が受ける時期」として工事が完了した時点としています。そのため、「工事による影響が最大となる時期」に関しては含めておりません。	森林保全課
70	生態系	91	(2)生態系 「対象事業実施区域は…オオタカ、サシバ等の猛禽類が存在している。」と記載されていますが、P83重要な種【鳥類】には現地確認種として記載されておらず、整合がとれていません。	方法書P91の（2）生態系の概要について、1行目に記載しましたように、生態系に関しては、現地調査で確認された種ではなく、文献その他資料から確認された種により、対象事業実施区域及びその周囲における生態系の概要を整理しております。	森林保全課
71	景観	240～243	眺望景観については、眺望点からのシーン景観のみではなく、景観計画による景観軸（方法書ｐ166、167）等からのシークエンス景観についても調査の上、評価すること。	「主要な眺望点は、不特定かつ多数の者が利用している場所及び地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所のうち、発電所を望むことができる場所としました。 また、自然公園等、景観を保全すべき区域がある場合には、当該区域内の展望所等の眺望点も含む」という一般的な観点から地点を選定しました。図4.2-7の調査地点は、ソーラーパネルを地上4mに設置した場合の現地形からの可視領域を基に選定しました。	景観まちづくり課
72	景観	241	「10評価の手法」について、客観的（量的又は質的）評価基準を明記すること。	太陽光発電所では低反射のソーラーパネルを設置すること、周辺には残置森林を配置し近くからの眺望に配慮する環境保全措置を計画しています。このように太陽光発電事業ではソーラーパネルを地表面近くに設置することから、スカイラインから上部に眺望される可能性は小さいと考えられることから、回避・低減の評価としています。	景観まちづくり課
73	景観	242	酪農王国オラッチェの設定根拠は、「住宅等の存在する地区（生活環境の場）」ではなく、「不特定かつ多数の利用がある地点」が適当です。	住宅地の「名賀地区」と「西方地区」がパネルの眺望がきかないのでその中間地点として酪農王国オラッチェを設定しましたが、ご指摘のとおりですので、そのように修正します。	森林保全課
74	文化財	160	表3.2-42　指定文化財において、対象事業実施区域及びその周辺に所在する文化財を記載していますが、函南町指定の有形文化財である駒形像の記載をお願いします。	文化財保護法に定められている文化財には、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群があります。これらの文化財のうち重要なものを文部科学大臣が指定・選定等をして、国宝、重要文化財、史跡、名勝、天然記念物等として、国の重点的な保護の対象としているため、方法書には、史跡、天然記念物、名勝を記載しています。「函南町文化財マップ」によると「駒形像」は民族資料の分類となっているため記載しておりません。	文化財課

資料4-1-10

静岡県環境影響評価連絡会議委員からの意見等に対する事業者の見解
（(仮称)函南太陽光発電事業に係る環境影響評価方法書）

No.	区分	ページ	意見等	事業者の見解	意見元
75	文化財	160	対象事業実施区域周辺には、国登録記念物である十国峠があります。太陽光発電所が建設されることによる十国峠の眺望の変化等、御教示願います。	景観では方法書P242、P243に示すように景観の調査地点として、十国峠展望台を選定していますので、フォトモンタージュを用いた予測を行う予定です。	文化財課
76	文化財	162	対象事業実施区域内には、埋蔵文化財包蔵地は含まれておりませんが、遺跡の不時発見の可能性が考えられるため、具体的な事項に関して、事前に函南町生涯学習課への確認をお願いします。	御指摘のとおり確認いたします。	文化財課
77	廃棄物	17、23	3(8)残土 林開書類では、残土を場外処理する計画になっていますが、評価書では「…発生土量は未定…原則として場外への搬出は行わない計画…」となっていますので、どちらが実際の事業計画に合致したものか確認してください。(P23も同様)	残土につきまして、残土を出さない方向で検討を進めておりますが、現状の計画では林地開発申請書の内容で場外処理となっております。場外に残土を出す事の検討も致します。	森林保全課
78	廃棄物	23	ｆ.廃棄物等にて、「伐採樹木は粉砕チップ化の処理を実施し再利用することで、廃棄物としての場外搬出量を抑制する」とありますが、約31.9ｈａの樹木伐採を行うとのことなので、相当量の廃木材が発生し、現場内利用で対応できる量は限られると思われます。 また、17ページ（６）にて廃木材を貴社所有のバイオマス発電所での利用（サーマル・リサイクル：熱エネルギー回収）を検討するとありますが、環境への負荷を考慮し、マテリアル・リサイクル：原材料としての使用の可能性を優先して検討をお願いします。	実際にどの方法が良いか検討して参ります。	建設技術企画課
79	廃棄物	23	f廃棄物等 方法書では「伐採樹木は、…場外搬出量を抑制する。」となっていますが、林開書類では「木質バイオマス加工工場に搬出」と記載されています。どちらが実際の事業計画に合致したものか確認してください。	基本は場内で処理することを優先としますが、場内利用で対応出来ない量が発生した場合は、木質バイオマス加工工場に搬出する等有効利用に努めます。	森林保全課
80	廃棄物	244、245	建設リサイクル推進計画2014の次期計画となる「建設リサイクル推進計画2020」が令和２年９月に策定されているため修正してください。	御指摘のとおり修正します。	建設技術企画課
81	その他	182	評価項目の選定において、環境要素として「地域交通」を追加し、事業の実施に伴う周辺道路の渋滞や安全性の低下など地域交通に影響を及ぼす恐れがある場合は、評価項目として選定すること。	静岡県環境影響評価技術指針には「地域交通」の項目はありませんので、事業計画及び道路交通騒音・振動で交通量の低減の環境保全計画を検討いたします。	道路企画課
82	その他（反射光）	220	４調査地点、８予測地点 「環境の保全について配慮が特に必要な施設及び住宅等」と記載し、位置を明示していませんが、図4.2-4の丹那小学校及び丹那幼稚園ということでしょうか。	各住宅地区や丹那小学校、丹那幼稚園の内、地形や配置で影響を受けると想定される場所を想定しています。	森林保全課